

地域の皆様へお知らせ

国道349号の夜間通行止め解除について

令和2年5月1日
宮城県大河原土木事務所



◆事前通行規制区間に係る暫定通行基準(5月1日～)
区間: 県道 川前白石線～県道 白石丸森線 L=5.3km

- ①異常気象時事前通行規制
時間雨量15mm以上・連続雨量60mm以上 通行禁止
- ②大雨警報発令時通行禁止
- ③大型自動車(車両総重量11t以上または最大積載量6.5t以上の自動車, 乗車定員30人以上の自動車)の通行禁止
- ④震度4以上地震発生時通行禁止
- ⑤その他, 道路管理者の判断により規制することがあります

※5月1日18時より夜間通行止め(18時～7時)を解除します

地域の皆様へ

○令和元年東日本台風により被災した丸森町内の国道349号については、土砂災害に対する応急対策(強靱ワイヤーネット※3箇所, 24時間監視カメラ4箇所等)が完了したことから、5月1日より夜間通行止めを解除しますのでお知らせします。

○なお、当該区間においては、幅員が狭い箇所や、災害復旧工事に伴い通行規制を行う場合などもありますので、現地案内に従ってご通行ください。

○丸森町川前(県道 川前白石線交差点)から丸森町大張川張(県道 白石丸森線)までの事前通行規制区間(約5.3km)については、図の赤枠に示す暫定通行基準により、道路利用者の安全確保を図ってまいりますので、地域の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※強靱ワイヤーネット: 土石流や流木の流下から人命等を守るための安全対策で、砂防堰堤(設計中)が完成するまでの措置

【問合せ先】
宮城県 大河原土木事務所 道路管理班
TEL.0224-53-3917

福島県
伊達市